農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

［9・10　略］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条　金融監督第一課に、調査官二人以内及び上席調査官一人を置く。

［2・3　略］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条の二　金融監督第二課に、調査官二人以内及び上席調査官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、第二十四条の二各号に掲げる事務を行う。

3　上席調査官は、命を受けて、前項に規定する事務を行い、及び調査官の行う事務を総括する。

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官七人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［2・3　略］

（総合農政推進官、主任農政推進専門官、食料安全保障専門官及び検査官）

第四十三条　農政課に、総合農政推進官一人、主任農政推進専門官一人、食料安全保障専門官一人及び検査官二人を置く。

［2・3　略］

4　食料安全保障専門官は、命を受けて、農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち農林水産部の所掌に係るものの総括に関する事務を行う。

5　［略］

（企画指導官、漁業監督指導官、上席漁業監督指導官及び安全操業調整官）

第五十条　林務水産課に、企画指導官一人、漁業監督指導官十一人、上席漁業監督指導官一人及び安全操業調整官一人を置く。

［2～4　略］

5　安全操業調整官は、命を受けて、我が国漁業者の安全な操業のために必要な事項についての連絡調整（漁業取締りの業務に使用する船舶により行うものに限る。）に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十五課及び二室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術課
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課

［9・10　同上］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条　金融監督課に、調査官四人以内及び上席調査官二人以内を置く。

［2・3　同上］

［条を加える。］

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官六人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［2・3　同上］

（総合農政推進官、主任農政推進専門官及び検査官）

第四十三条　農政課に、総合農政推進官一人、主任農政推進専門官一人及び検査官二人を置く。

［2・3　同上］

［項を加える。］

4　［同上］

（企画指導官、漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五十条　林務水産課に、企画指導官一人、漁業監督指導官十一人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

［2～4　同上］

［項を加える。］

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港技術検査官、港湾空港技術審査官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術室
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課